○国農土林交水産省令第一号

景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第十四条の規定に基づき、都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

農林水産大臣　野上浩太郎
国土交通大臣　赤羽　一嘉

都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令の一部を改正する省令

都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令（平成十六年農林国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
様式（第五条関係）（Ａ４）	様式（第五条関係）（Ａ４）
裁　決　申　請　書	裁　決　申　請　書
裁決申請者　住所	裁決申請者　住所
氏名	氏名
相　手　方　住所	相　手　方　住所
氏名	氏名
景観法第32条第２項において準用する第24条第２項の規定による協議が成立しないので、下記により裁決を申請します。	景観法第32条第２項において準用する第24条第２項の規定による協議が成立しないので、下記により裁決を申請します。
記	記
１　損失の事実	１　損失の事実
２　損失の補償の見積り及びその内訳	２　損失の補償の見積り及びその内訳
３　協議の経過	３　協議の経過
年　月　日	年　月　日
裁決申請者　住所	裁決申請者　住所
氏名　（削る）	氏名　印
収用委員会　御中	収用委員会　御中
備考	備考
１　裁決申請者が２人以上の場合は、連名で申請することができる。	１　裁決申請者が２人以上の場合は、連名で申請することができる。
２　「損失の事実」については、発生の場所及び時期並びに不許可処分があった日をあわせて記載すること。	２　「損失の事実」については、発生の場所及び時期並びに不許可処分があった日をあわせて記載すること。
３　「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。	３　「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
４　「協議の経過」については、経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにすること。	４　「協議の経過」については、経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにすること。
５　法人の場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。	５　法人の場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
（削る）	６　裁決申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。